

古代地名伝説(a)型結語考

——訛・語源意識の源流をさぐる——

阿部源蔵

目次

序

- I 播磨風土記(「言いつ放し」型について)
 - II 古事記(「今は」型について)
 - III 出雲風土記(「誤」型について)
 - IV 日本書紀(含九州諸風土記・「訛」型について)
 - V 同上□
 - VI 常陸風土記(「義を取りて」型について)
- 収束・補注

序

一般に、古代地名伝説(記紀・古風土記に現れた地名伝説をいう。以下単に「地名伝説」という)と認められているものの中に、相異なる2つの型(タイプ)を区別することが出来る。解説型(A)と伝説(以下「説話」と訂正)型(B)とである。——これは、かつて私が「記紀地名伝説雑考」¹の冒頭で述べたコトバであるが、その説話型もまた、説話の本体

と現実の地名とを結びつける要となるコトバ（以下これをツナギという）に注目することによって、また2つの型に大別することができる。ツナギと現実の地名との間に断層（以下ズレという）のあるもの、すなわち断層型(a)とズレのないものすなわち癒着型(b)とである。その例

例①

イナカガハ——伊奈加川いなかがは 葦原志許乎命あしはらのしをのみこと、天日槍命あまのひぼじのみことと、國占くにしめましし時、嘶いななうまく馬ありて、此の川に遇あへりき。故かれ、伊奈加川いなかといふ。（播磨・六禾郡）

例②

アヅマ——（倭健命）還のほり上いり幸あしでます時、足柄あしがらの坂本さかもとに到いたりて、御糧食みかれひをす處に、其の坂の神、白かき鹿かに化なりて來きた立ちきたき。爾のこに即すち其の咋くひ遣のこしたまひし蒜ひるの片端かたはしを以もちて、待まちち打うちちたまへば、其の目めに中あたりて乃なち打うちち殺ころしたまひき。故ゆゑ、其の坂さかに登のぼり立ちて、三みたび歎なげかして、「阿あづま豆ま麻は波は夜や。阿あより下したの五ご字じ」と詔あり云いりたまひき。故ゆゑ、其の國くにを號なづけて阿あづま豆まと謂いふ。（記、中）

解説的地名伝説が地名に対する解説的意図によって作り出されたものであろうことは多言を要しないとしても、説話的地名伝説の生成までが、全て地名に対する解説（ないし解釈）的意図によつたものであつたかどうか、にわかには断定しがたい。にもかかわらず、そのような前提の下に、地名伝説一般を、古代人の解釈的意図の所産と見ようとする立場があるが、それはいささか安易に過ぎはしまいか。

それはそれとして、地名伝説を伝承体そのものとして見るとき、(b)型は安定性が強く永く原形を保ちつつけるが、

(a)型はこれに反して伝承的にはきわめて不安定である。例①の場合のツナギ「嘶く馬ありて、此の川に遇へりき」が現実の地名イナカガハの由来となったと説くとき、この伝説の創始者はそれなりに納得する所があって語り出したものと思われるが、ききての側ではその通りに受け取れたであろうか。伝承者自身も又二代三代と人を異にして授受されるに及んでは、自ら疑問が生じ、何らかの形でそのズレを埋める努力をせずにはいられないはずである。人間が知的存在であるかぎり、それは当然の帰結でなければならない。

そこにどのような知的操作ないし解說的作業が行われるか、そしてそれが一般に古代人の言語意識をどのようにシゲキし育んだか、その実態を地名伝説(a)型の検討を通じてさぐるうとするのが、この小論のネライである。

なお、地名伝説(a)型は(b)型に比して数は少ないとはいえ、記紀・五風土記(逸文をも含めて)のすべてにわたって存在する。説話の本体と現実の地名との間のズレ、およびその埋め方に着目しつつ、(a)型地名伝説を通観すると、そこにおおよそ5つの相異なるタイプを観取することができる。すなわち

Ⅰ 播磨風土記(「言いっ放し」)型 Ⅱ 古事記(「今は——」)型 Ⅲ 出雲風土記(「誤へアヤマリ」)型 Ⅳ 日本書紀(含九州諸風土記・「訛へヨコナマリ」)型 Ⅴ 常陸風土記(「義を取りて——」)型

Ⅰ 播磨風土記(「言いっ放し」)型について

地名伝説(a)型はすでに例①で示した通りであるが、ここではさらに古来難訓とされているもの数例についてその訓方を吟味する。多くの先学の努力によって、そのツナギの部分もようやく定訓に近づきつつあるにかかわらず、現実の地名との間のズレがなおいかに大きいかに、まず注目すべきである。

例③

シカマ——飭磨しかまと号なづくる所以ゆゑは、大三間津日子命おほみまつひこのみこと、此處こゝに屋形やかたを造りて座しし時、大きな鹿しかありて鳴きき。その時、王勅云 牡鹿鳴哉 故号なづ二飭磨郡一（飭磨郡）

ツナギの在所、「牡鹿鳴哉」はどう訓むか。栗注（栗田寛「標注古風土記」以下同じ）ではヲシカナクカモ。新考は、「鹿はカと訓み牡鹿はシカと訓むべし。牝牡を通じてカといひ、取り分きて牡鹿をシカ牝鹿をメガと云ひしなり。勅云牡鹿鳴哉はシカナクカモトノリタマヒキとよむべし」（新考91べ）と。以来武田本（岩波文庫本）をはじめ大系本もその他の諸書もすべてこれによっている。さて、シカナクカモと訓むとして、これが地名シカマとどうつながるか。大系本（以下「秋注」という）では「シカの説明だけでマは説明されていない。地名の説明記事が地名の一部分だけにとどまっている例は他にも多い」としているが、後来ツマ（例⑥）の項では、云コノミツウシ此水有味一 故曰コト二都麻一とある、有味をウマシとよませ、ウマシツマ・ミツウマシツマの何れを取るべきか決しかねている（同書335べ）。さればこゝも、シカ√シカマと見るか、それともシカナクカモ√シカモ√シカマ（音転）と見るべきか、いちがいには決着しがない。次項以下の諸例⑥⑦等とにらみ合わせてむしろ後者を取るべきかと思われる。

例④

シサハ——ヤタ 宍禾しさはと名づくる所以ゆゑは、伊和の大神、國作り堅かため了をへましし以後、山川谷尾やまかはたにをを堺さかひに、巡り行めぐでましし時、大きな鹿、己おのが舌したを出いだして、矢田やたの村むらに遇あへりき。爾勅云 矢彼舌在者 故號なづ二宍禾郡一 村名號なづ二矢田村一（宍禾郡）

原文中、まずツナギの部分「爾勅云 矢彼舌在者」をどうよむか。ヤカレガシタニアリトノリタマキ（粟注）。ヤソノシタニアリトノリタマヒキ（新考）。本文ではシサハ（郡名）・ヤタ（村名）ともにこの勅語から出たかのような書きぶりだがそうではない。勅語から出ているのはヤタの方だけ。つまりヤ・ハンノシタニアリ▽ヤシタ▽ヤタというわけである。シサハの方は本文前段の叙述全体が下敷となって出て来ている。敷注（敷田年治「標注播磨風土記」）にいわく「空木、和名抄に空粟に作り志佐波と注せり。鹿遇シサハの意也」とあって、諸注多くこれよっている。ただ粟注も大筋はこれに従いながら、一説として「播磨事始」の記事——空木は肉多也。本郡山深狽鹿多栖。因名——を引いて、シシサハ▽シサハを別案として紹介している。風土記の本文とは直接つながらないが、むしろこちらの方がわかり易いのではないか、それだけにこれは後代の説と思われる。

例⑤

ウハラ——うはら字波良むらの村 葦原志許乎命あしはらのしこそのみこと、國占しめましし時、勅云 此地小狭 如室戸——故曰表戸——（空木郡）

ツナギの部分「此地小狭如室戸」の小狭の2字、粟注はセバキコト。新考以下の諸書はすべてサクテとよませている。サクテムロノトノゴトシはわかるとして、ムロノトからウハトにつながるのになぜか。ウハトからウハラに移行するのはもっとわからない。新考はこの間に脱漏ありとして表戸の下に「今人云字波良」の6字を補うべきことを主張している。しかし武田本も大系本も共に原文のままとし、秋注は「ウハラはウハトの音訛とする」としている。原文のままとすればこう考える以外にないわけだが、ムロノト▽ウハト▽ウハラはどう考えても通じかねる。何れを是とすべきか後考をまちたい。

例⑥

ツマ——都麻つまの里さと 都麻つまと號なづくる所以ゆゑは、播磨刀賣はりまとめと、丹波刀賣たにはとめと、国を堺さかひし時、播磨刀賣はりまとめ、此の村むらに到いたりて、井ゐの水みづを汲くみて、浚いひくひて、云いひこ此水有味こゝろ 故曰ゆゑに都麻つま (託賀郡)

ツナギの語句「此水有味」の下2字は諸本すべてウマシ、異説なし。そのウマシからツマへの移行については敷注は「都麻、和名抄に洩たり。味ウマの転也。都麻は有味と音通ふ」。栗注は「宇麻・都麻通音、故云都麻」。新考は「此水有味 故曰都麻といへるはウマを訛りてツマといへりと云へるにや。有味の例は飾磨郡・手沼川の原注に生年魚有味とあり」と。前2書とはぼ同一線上に立ちながら一抹の疑義をさしはさんでいる。秋注は「ウマ(有味)の音訛ツマとするか、或はミヅウマシの中3音の音約ツマとするのである」として、何れとも決しかねてゐること上述の通りである。

例⑦

ミナギ——美囊みなぎと號なづくる所以ゆゑは、昔むかし、大兄おほえの伊射報和氣命いざほわけのみこと、國さかを堺さかひたまひし時、志深しじみの里さとの許曾こその社むらに到いたりて、勅みこと云 此土 水流甚美哉 故號ゆゑに美囊郡 (美囊郡)

ツナギの部分——敷注の用いたテキストには流の字が落ちていた、そこで下3字について「イトウルハシキカモト訓べけれど地名には疎し、神代紀に妍哉美哉を然(アニエヤ)とよめるに従ふ、甚字添たるは妨なし、と云っているが、下3字から地名ミナギにつながるものとして所詮無理であった。栗注は、コノトコロミヅノナガレイトウルハシキカモトノリタマヒキ。これに対して新考は「栗田氏はミヅノナガレとよめり(中略)宜しくミナ

ガレとよむべし。そのミナガレをつづめてミナギといふなり、といへるなり。或はいにしへミナガレといはでミナガリといひしにや。隠・忘・触カケルワスルフルなど今下二段活なる語の、いにしへ四段活なりし例少からず」と。この後段について——「ミナガレといはでミナガリ」といいたそうであるが、ミナガリという古語がはたして存在したであろうか。新考がミナガレを避けようとしたのはミナガレ∨ミナギでは転音の原則からして無理があるので、ミナガリという古形を想定して、ミナガリ∨ミナギとすれば音約の原則にかなう、というわけであろうが、ミナガリという古語ははたして実在したか（もつとも、流らふ・流らへ という形は万葉集にあるから、さかのばればこの語の四段活用時代の時代がなかったとは保しがたい）。秋注は新考前段の訓方にしがたい「ミナガレの音の約訛とする」としているが、考えてみればミナガレというのも耳どおいことばである。武田本は栗注に立ち還ってミツノナガレ説を取っている。堅実を旨とすればこれに従うべきか。なお後考をまちたい。

以上煩をいとわず、地名伝説のツナギの部分に対する訓方の一斑を吟味したのは、これらのツナギをして現実の地名に近からしめるために、いかに多くの先学の努力が払われたかを見るためであるが、それにもかかわらず両者の間のズレが依然としてちぢまらないことは上掲の通りである。その原因はもちろん先学の努力の不足にあるのではなく、責任のすべては地名伝説そのものの中に内在しているからに外ならない。しかもこの種、大小さまざまのズレを内包している地名伝説は上掲以外にも少なからずあり、バラツキはあるものの記紀・五風土記のすべてに亘って存在していることは上述の通りである。ただちがう所は、播磨風土記ではすでに見て来たように、ツナギと地名との間のズレには一切コメントをしていない。ただ「言いっ放し」である。このような場合、ノーコメントというのは他書には一件もない。必ず何らかの形でコメントをしているのである。このちがいは何によるものであろうか。

周知の通り、この風土記は巻首の部分とこれに続く明石・赤穂両郡が欠けている（前者つまり明石郡については今井似閑が逸文2点を採拾しているが、後者については「同郡ヲ置カレシコト書ニ見エネバ如何トモシ難シ」と云っており、もともとこの郡はなかったものと思われる）。また和六の詔命に対応すべき項目（たとえば神社・神名・記事の精粗その他かなり未整備の力所もあり、また全体としての整合性に欠ける点のあることも目につく。これ以外にもいくつかの徴証をあげた上で、新考は、この書の原本（三条西家本）は精撰を経て中央に提出されたものではなく、たまたま国庁に残存していた未整備本が、延長の官符によって日の目を見ることになったのであらうとしている⁴。それがためのノーマコメントであつたらうか。

このように、いくつかの問題点があるにもかかわらず、この書の編者は、山川原野名号の所由（地名伝説）の採拾にはきわめて熱心である。全巻ほとんどこれによって埋めつくされているかの観がある（地名伝説の概数約3百）が、なお2・3の徴証をあげるなら、たとえば次のような例——都太川 衆人不能得称（宋末郡） 奈具佐山 生松 不知其由（神前郡） これらは予めその由来をのせるはずでリストアップしておいたが、どうしても求め得なかったことを示すものであり（他書にはこのような例を見ない）、また「一家曰」「二云」等の形で異説を併記していることも少なくない。

また、たとえば——ひとつの地名の由来をあげようとしてある説話を引く。たまたまこの説話にはくだんの地名以外にも多くの地名伝説を包含していたため（このような場合、一般には必要な力所だけ切り取って用いて、他は捨てるのが常だが、この編者はそれをせず）、必要なひとつとともに爾余のすべてのものをも併せ取り入れたので、イモツル式に十数コから成る地名伝説集団（説話）を採録していることも一再に止まらない⁵。この点においても他の風土記とは趣を異にしている。

かれこれ、この風土記の編者は古伝承の原形の保存にはきわめて忠実である。地名伝説における説話部のツナギと現実の地名との間のズレに対して、あえてコメントしようとしなかったのは、筆録者の杜撰さの故ではなく、むしろ古伝承の原形保存に対する熱意の現れであったと見たい。本書の原本（三条西家本）がたまたま未精撰であったことと相俟って（筆録者のさかしらによって合理化されることなく）古伝承の古形がほぼそのまま伝えられたものとすれば、これら（地名伝説a型）は稀覯の例として珍重に値するものといわなければなるまい。

ところで——これら（例①——⑦その他もろもろ）がかりに地名伝説の原形であったとして、創唱者（ないし伝承者）はともかくとして、一般きまての側がはたしてこれで納得したのであろうか。

著名な人類学者（たしかマリノウキスーであったかと思う）の報告がある。長期間未開社会におけるフィールドワークで体験した事実の報告である。ある日数人の土人と同乗して沖に出、夕方帰港して湾口にさしかかった時、その中の一人が血相を変えて、湾口のはとりの大樹の梢を指さし、蛇だ！他の者も一斉にその方を見て、ただ同音に蛇だ、蛇だ、と叫ぶだけで度を失って為す所を知らなかった。彼、人類学者も又眼をこらしてその方を見るが、彼にはどうしても見ることができなかった。由来この部族には、あすこに大蛇の姿が現れると必ず悪疫がはやるという、共通の信仰があった。果たしてそれから数日後、疫病がはやって幾人かの仲間を失った、というのである。

つまり、共通の深層意識を分かちあいつつ生活を共にしている閉鎖社会にあっては、メディアの合理性・客観性などは問題ではないのだ。打てば響くのだ。血縁と地縁とによって堅く結ばれていた古代の村人にとっては、共通の祖先・英雄・他部族との斗争等々切れば血の出るような共有の伝承を、所在の地名に結びつけるには客観性も合理性も必要とはしなかったであろう。打てば響き、火をきれば燃えあがるように、全生活を通じて常に調整されていたのだ。そうした環境の中にあつては、しかし表現形式に対する反省も、したがってそれにまつわる言語意識も芽生える余地がなかつ

たのである。古代地名伝説のあるものはそうした時代のなごりの一端を伝えるものであった。伝承それ自身の合理性・客観性を問題にするのは実は部外者、ないしは後代の醒めた冷たい目なのである。

幸いにして本書の編者は醒めてはいたが、つめたい目はもたなかったようだ。あたたかな目で採拾筆録に当たったが故に、地名伝説の古形（他書には見ることのできない）を多く伝えたのであるが、ただ例外として次の三例を見のがすわけには行かない。

例⑧ ヒラミ——比良美の村 大神の褶、此の村に落ちき。故、褶の村といひき。今人云「比良美村」(宋、禾郡)

例⑨ ニハト——庭音の村 大神の御糧、沾れて梅生えき。即ち、酒を醸さしめて、庭酒に献りて、宴しき。故、庭酒の村といひき。今人云「庭音村」(宋、禾郡)

例⑩ ウルミ——雲潤の里 右、雲潤と號くるは、丹津日子の神、「法太の川底を、雲潤の方に越さむと欲ふ」と爾云ひし時、彼の村に在せる太水の神、辭びて云りたまひしく、「吾は宋の血を以ちて佃る。故、河の水を欲りせず」とのりたまひき。爾時丹津日子云 此神 倦堀河事 云「爾而已 故號雲彌」今人號「雲潤」(託賀郡)

これらにも訓方上問題はあるが、今はタナアゲにして結論を急ぐ。⑧ヒラビ(ツナギ)∨ヒラミ(現実の地名、以同

じ) ⑨ニハキ√ニハト ⑩ウミ√ウルミ であるから、上例(①③—⑦)およびその他の例にならえば、これらもそのまま「言つ放し」でよいはずである。それらにくらべればはるかにズレは少ない。然るにこの三例にかぎって「今人——と号く」とコメントを加えている。本書としてはきわめて異例である。すでに述べたようにこのような場合「——伝承者自身も又二代三代と人を異にして授受されるに及んでは何らかの形でそのズレを埋める努力をせずにはいられないはずである。人間が知的存在であるかぎり、それは当然の帰結でなければならない」(序章)といったが、これは伝承の過程で期せずして起こったことであるか、筆録の際に筆がすべったものであるか、明らかではないが、何れにせよ起こるべくして起こった現象として、それなりに注目すべき問題である。そしてこれはただちに次項「古事記型」へと接続する。

Ⅱ 古事記(「今は」)型について

古事記の地名伝説は数え方によって小差はあるが、一応45。うち(a)型と認められるもの5(うち自注を伴うもの2)。その例は次の通りであるが、あらかじめハリマ風土記のそれとのちがいを指摘しておく、あちらは「言いつ放し」であったのに対して、こちらはむしろ神経質すぎるくらい、説話部のツナギと現実の地名との間のズレに言及しているのである。

例①

タデツ——此の時、登美能那賀須泥毘古、とみのながすねびこ 登より下の九字は音を以るよ。軍を興して待ち向へて戦ひき。爾に(天皇)御船に入れたる楯を取りて下り立ちたまひき。故、其地を號けて楯津と謂ひき。於今者云日下之 斐津也。(記)

例② サガラカ——オチクニ 是に圓賈比賣慚ぢて言ひけらく、「同じ兄弟の中に、姿醜きを以ちて還さえし

～事、隣りに聞えむ、是れ甚慚し。」といひて、山代國の相楽に到りし時、樹の枝に取り懸りて死なむとしき。

③ 故、其地を號けて懸木と謂ひしを、今云三相楽。又弟國に到りし時、遂に峻き淵に墮ちて死にき。故、其地を號けて墮國と謂ひしを、今云三弟國也。(記・中)

これらもハリマ風土記型で行くとすれば、説話部のツナギから現実の地名へつづけて、①タテヲトリテオリタチタマヒキからタデツへ ②キノエダニトリサガリ、テシナムトシキからサガラカへ ③フカキフチニオチテシニキからオトクニへそれぞれ直接してしまつてよいはずである。旧辞(記紀の地名伝説はすべて旧辞の中にある)の原型はおそらくそのような形になっていたのではないか。それが時代が降つて、口誦から記録へと切りかえられるに至つては、もはや兩者の間のズレを無視するわけには行かなくなつた。そこでやむなくとられた、もっともひかえめな合理化が「今は——と云ふ」であつたと考えられないであらうか。

① 故號_ニ其地_ニ謂_ニへ楯津_ニ於_ニ今者_ニ云_ニ日下蓼津_ニ也(記中)

② 到_ニ山代之國相楽_ニ時 取_ニ懸樹枝_ニ而欲_レ死 故號_ニ其地_ニ謂_ニへ懸木_ニ今云_ニ相楽_ニ(同上)

③ 又到_二弟国_一之時 遂墮_二峻淵_一而死 故號_二其地_一謂_二「墮國」今云_二「弟國」(同上)

つまり、①②③ともへの中の4ないし6字をはぶいたものが原形。その、上下のズレを癒着させるための接着剤、つまり合理化のために用いられたのがへ内の数文字であったと見る。これは前節の終りで触れたハリマ風土記の3例ともそのまま通じるものであり、古伝承に対するもっともひかえ目な、もっとも自然な最小の変形であった。その「今へ——と云ふ」という、ひかえ目な表現の中に時代の推移と地名の変遷とを示唆しようとしたものであることはいうまでもない。

例④ イヅミ——是に(日子國夫玖命)山代の和訶羅河に到りし時、其の建波邇安王、軍を興して待ち遮り、各河を中に挟みて、對ひ立ちて相挑みき。故、其地を號けて伊杼美と謂ふ。今謂_二伊豆美也。(紀・中)

例⑤ クスバ——國夫玖命の彈てる矢は、即ち建波邇安王を射て死にき。故、其の軍悉に破れて逃げ散けぬ。爾に其の逃ぐる軍を追ひ迫めて、久須婆の度に到りし時、皆迫め窘めらえて、尿出でて禪に懸りき。故、其地を號けて尿禪と謂ふ。今者謂_二久須婆。(記・中)

前3例で「合理化」と考えられる部分がここでは自注として扱われている。いうまでもなく、自注は本文を読み易からしめるためのものであるから、これは古事記成立の時点で施されたものと見なければならぬ。しかしこのような事

例は地名伝説に関するかぎりこの2例以外にない。記伝は、だから「此六字、(今謂伊豆美也をさす) 諸本皆細書るを」とことわりながらあえて本文(並みの文字)として扱っている。本文に手を加えることの是非は別として、この扱いは十分に理由のあることである。ちなみに日本書記のこのくだりは古事記と符節を合わせた記述になっていて、おそらく同一の資料(もしくは同系統のきわめて相近い旧辞)にもとづくものと考えられるが、右の2例とも自注の部分は本文として扱われているのである。思うに、元來本文であったものが伝写の途次誤って自注として細書(分注)にされたものであろうか。自注としてもおかしくないくらい、この部分は解説的な色彩を帯びているからである。たしかにそれは一種の解説である。しかも古事記の筆録者の手によらない、伝承自体の中から生まれるべくして生まれた自然の解説である。さきに序章の中で指摘した理由によって、だからそれはもっともひかえ目な最小限度の解説に止まっている。しかしそれは時代の推移と、その結果としての地名の変化という認識をその中にこめたものであって、たとえ微弱であろうとも、地名伝説に古代人の言語意識の萌芽を見ようとするかぎり、それは見のがすことの出来ない事実でなければならない。

古代人のこの認識はどの時点におけるものであったか。上引5例がすべて古事記の本文として扱われる性質のものである以上、それは古事記成立以前のものであることは当然のこととして、古事記成立以前のどの時点であったか。

さきにも触れた通り、古事記の地名伝説はすべて旧辞の中にのみ含まれる。旧辞は帝紀とともに古事記の唯一の資料であったことはいうまでもないが、それはもと、天皇家の語部によって永く伝承されて来たが、六世紀末——七世紀初頭にかけてほぼ成文化を了したものと考えられる。播磨風土記の項の、さいごの3例を下敷きとして考えれば、くだんの認識成立の第一の契機はこの辺にあったであろうか。

天皇家の伝承が成文化されるや、天皇家をとりまく氏々によって、しだいに伝写され、有意・無意の改ザンを加えら

れつつ流伝して、天武朝にはすでに各種の異本が並存したことは記序の語る通りであるが、この過程も又、地名伝説に對する省察・合理化の、ひとつの契機となったにちがいない。

さらには朝廷における数次の修史事業の企画がある（推古28年12月——天皇記・国記その他。天武10年3月——帝紀及び上古の諸事。元明5年1月——古事記。ついでに元正4年5月——日本書紀）。当然のことながら、そのつど各種の史料の拾集・検討が行われたはずだが、旧辞はつねにその各種史料の中心的存在であったことはいうまでもない。地名伝説も又そのつど、検討・吟味の視線をくぐったにちがいない。古事記の地名伝説が風土記に伝えられる無数のそれらに比して、格段に洗練されているのはそのためであり、同時に日本書紀の「訛へヨコナマリ」型（後述）へと飛躍する、大きな跳躍台となったことも多言を要しないであろう。

Ⅲ 出雲風土記（「誤」）型

出雲風土記所載の地名伝説はすべて87。このうち(a)型と目すべきもの6。その6例中4例には誤の字を用い、のこりの2例は古事記同様「今——と号く」の形を取っている。その例

- 例① チクミー——千酌ちくみの驛家うまわ 伊佐奈いざな積命なぎのみことの御子みこ、都久豆美命つくつみのみこと、此處ここに坐すいま。然しかれば則すなはち、都久豆美つくつみと謂いふべきを、
今人猶千酌號耳（嶋根郡）

例②

ヌタ——沼田ぬたの郷さと 宇乃治比古命うのぢひこののみこと、「爾多の水みづもちて、御乾飯みかれひた爾多にたに食をしまさむ」と詔のりたまひて、爾多にたと負おほせ給たまひき。然しかれば則すなはち、爾多にたの郷さとと謂いふべきを、今人猶いま云い三努多さんぬた二耳にみみ（楯縫郡）

いうまでもなく、出雲風土記は現伝五風土記中唯一の完本であり、全巻に亘って整備がよく行き届いている。開巻劈頭に「細思枝葉、裁定詞源」と自信を以て述べている通りである。にもかかわらず伝承のなかみにおいて、ゆたかに古色を保存していることは他のどの風土記にもゆずらない。たとえばオウ（意字）の地名伝説のごときは、おそらくは莊嚴な祭の場において朗誦するにふさわしい堂々たる詞章となっており、同趣の詞章がこの外にも少なくなかったであろうことは、多くの地名伝説の随所にちりばめられた、この種の詞章の断片と思ほしきものの少なくないことによっても推想できる。さればこの国にも古くは古事記における旧辞に近いような古伝承が存在しなかったとは保しがたく、ここに引いた2例（①②）もたまたま古事記のそれと同じ形で結ばれているのは、おそらくこの風土記筆録以前の姿を伝えたものではなからうか。

つぎにこの風土記の特徴ともいふべき、誤の字で結んだもの四例について

例③

タシミ——手染たしみの郷さと 天あまの下造したらしし大神あまのの命のみこと、詔のりたまひしく、「此の國このくには、丁寧たしに造つくれる國くになり」と詔の

りたまひて、故ゆゑ、丁寧たしと負おほせ給たまひき。而今人猶いま誤あや謂い三手染郷さんたしみさと二之耳にみみ（嶋根郡）

例④

タコシマ——蛭蝮嶋 古老の傳へていへらく、出雲の郡、杵築の御崎に蛭蝮あり。天の羽々鷲掠り持ちて、飛び燕へり来て、此の嶋に止まりき。故、蛭蝮嶋といふ。今人猶誤蛭蝮嶋號耳（嶋根郡）

例⑤

オホノ——大野の郷 和加布都努志能命、御狩爲ましし時、即て郷の西の山に狩人を立て給ひて、猪羆を追ひて北の方に上らすに、阿内の谷に至りて、其の猪の跡亡失せき。その時語りたまひしく、「自然きかも。猪の跡亡失せぬ」と語りたまひき。故、内野といひき。然今人猶誤 大野號耳（嶋根郡）

例⑥

カムハラ——神原の郷 古老の傳へていへらく、天の下造らしし大神の御財を積み置き給ひし處なり。則ち、神財の郷と謂ふべきを、今人猶誤云三神原郷二耳（嶋根郡）

結びに誤の字を用いるものは五風土記中、本書の4例を除いては豊後風土記に一例あるだけである（後述）。本節冒頭の二例の結び「今人——と號くるのみ」は前節で段々述べて来たように、伝承の過程における自然発生的なものであり、説話部のツナギと現実の地名との間のズレを埋めるものとしては、ごくひかえ目であり抽象的な表現に止まった。つまりこの表現を通じて時の流れとそこから来る地名の変化を示唆するに止まった。それは変化を示唆するだけで、変化に対する価値批判の意識はまったく含まなかった。

誤の字はちがう。「今人猶誤りて——と謂ふのみ」というとき、そこには明らかに価値批判が含まれている。昔の地

名が正しくて今の地名はまちがっている、という。もちろんそれは尚古主義の思想である。尚古思想にうらづけられた価値批判であることはいうまでもない。だからたった1字のちがいはあるが、上引6例中、前の2例と後の4例との間には越えがたい溝がある。つまりそこには言語意識上、明瞭な次元の相異を認めないわけには行かないのである。

ツナギと地名との間のズレを埋めるものとして「今人——といふ」という、ひかえ目な抽象表現で示唆されていた、時の流れとそれにもなう地名の変化を、一步踏みこんでより具体的に表現しようとしたとき、その誤の字によってはしなくも筆録者の言語意識を露呈する結果になったことに注目したい。それは地名伝説(a)型が伝承者・筆録者たち、つまりこの伝承をとりまく人たちの言語意識をシゲキシ目覚めさせるひとつの手がかりとなったであろうことを思うからである。

Ⅳ 日本書紀(含九州諸風土記・「訛△ヨコナマリ▽」型(一))

日本書紀に含まれる地名伝説は(筆者の立場から見て)すべて69。そのうち、いう所の(a)型に入るもの10。10のうち古事記のそれと相重なるもの4。まずその4からあげると。

例①

タデツ——(神武天皇は)是に、軍中に令して曰はく、「且は停れ。復な進きそ」とのたまふ。乃ち弓を引きて還りたまふ。虜亦敢へて逼めまつらず。却りて草香津に至りて、盾を植て雄誥したまふ。雄誥、此をば鳥多鷄糜と云ふ。因りて改めて其の津を號けて盾津と曰ふ。今云蓼津訛也。(紀・3)

例②

イツミガハ——(天皇方の軍は)更那羅山を避りて、進みて輪韓河に到りて、埴安彦と、河を挾みて屯みて、各相挑む。故、時人、改めて其の河を号けて、挑河と曰ふ。今謂ニ泉河一訛也。(紀・5)

例③

クスバ——亦、其の卒怖ぢ走けて、屎、禪より漏ちたり。(中略)故、禪より屎ちし處を屎禪と曰ふ。今謂ニ樟葉一訛也。(紀・5)

例④

オトクニ——秋八月の壬午の朔に、日葉酢媛命を立てて皇后としたまふ。皇后の弟の三の女を以て妃としたまふ。唯し竹野媛のみは、形姿醜きに因りて、本土に返しつかはす。則ち其の返しつかはさるること羞ぢて、葛野にして、自ら輿より墮ちて死りぬ。故、其の地を號けて墮國と謂ふ。今謂ニ弟國一訛也。(紀・6)

①——④の漢字文の力所はずでに前々節で述べた通り、古事記ではそれぞれ①今はクサカナタデツと云ふ ②今はイヅミと云ふなり ③今はクスバといふ ④今はオトクニと云ふなり とある所。それが日本書紀ではすべて「今——と云ふは訛れるなり」となっていて、ここに初めて「訛」の字が現れる。訛の字の用いられている、上記以外の6例についてその要点だけを抽いて示すと

⑤ オモノキノムラ (母木邑) —— オモノキ (猷悶廻奇)

⑥ ナミハヤノクニ (浪速國) —— ナニハ (難波)

⑦ トビノムラ (鷄邑) —— トミ (鳥見)

⑧ ウキハ (浮羽) —— イクハ (的)

⑨ イソノクニ (伊蘇國) —— イト (伊靚)

⑩ メヅラノクニ (梅豆羅國) —— マツラ (松浦)

上段は説話部の中の地名、下段は現実の地名。上段から下段への推移をすべてヨコナマリとして説明していること①—④の場合と全く同様である。なおついでながら地名伝説に用いられた訛の字とはほぼ同様の意味で用いられた、他の一例を示すと

例⑤

カラノ——冬十月に、伊豆國に科せて、船を造らしむ。長さ十丈。船既に成りぬ。試に海に浮く。便ち軽く泛びて疾く行くこと馳るが如し。故、其の船を名けて枯野と曰ふ。船の軽く疾きに由りて、枯野と名くるは、是義違へり。若しは輕野と謂へるを、後人訛れるか。(紀・10。原文分注)

つまり、船足が軽く速いので枯野とはリクツに合わない、多分輕野と云ったのを後人がヨコナマツてカラノと云ったものか、というのであって、時の推移による語義・語形の変化に対して訛の字を用いて説明したもので、これは地名伝説における用法と同系のものといえよう。

以上は主として、時代の推移による語義・語形の変化についての用法であるが、訛の字にはもうひとつこれとは別系

の用法がある。

例⑥

ウネメ・ミミ——冬十一月に、新羅の弔使等、喪禮既に闕みて還る。爰に新羅人、恆に京城の傍の耳成山・畝傍山を愛づ。則ち琴引坂に到りて、顧みて曰はく、「うねめはや、みみはや」といふ。是風俗の言語を習はず。故訛ニ畝傍山、謂ニ宇泥咩、訛ニ耳成山、謂ニ瀾々耳。(紀・13)

よく引かれる例だが当時の訛の字の用法を知るにはテゴロな例である。——すなわち、しばらく滞留していたシラギ人が、あの両山を見ては愛惜をこめてウネヒハヤ ミミナシハヤと呼んでいた、いや呼んだつもりでいた。しかしそれが結果としてウネメハヤ ミミハヤとしか言えなかった、もしくは——としかきこえなかった。この事実をさして訛りてといったのである。

あとの4例は百済本記の引用にともなう関連記事の中で、すべて自注として用いられている。例えば「百済本記云、河内直・伊那斯・麻津。而語訛未知其正也」(原文分注)。他の3例もすべて向こうに伝えられた日本人名の呼び方に関するもので、何れもあやまり伝えられていて、元の名まえのたしかめようがないというものである。つまり、ウネメ・ミミを含めてこの6例は、異国人の聞いて発音(又は表記)した日本語のヒズミについての用法である。

要するにヨコナマリとは言語のヒズミ現象をとらえて言ったものであるが、地名伝説の場合は時の古今によるヒズミであり、この場合は地域(つまり言語社会)の相異によるヒズミであった。

さきにも述べた通り、わが国で初めて訛の字を用いたのは日本書記である、しかも地名伝説において。そしてその第

一着がこれである。

例⑦ ナニハ——戊午年つちのえうまのとしの春二月はるふたつきの丁酉ひのとつりの朔ひのとつじのひ未みに、皇師みいくさつひ遂ひむがしに東あづまにゆく。舳艫ともへあひつ相接あひまはげり。方まさに難波なにわのみさき碇いかりに

到いたるときに、奔はやき潮なみ有ありて太はただ急はやきに会あひぬ。因なすりて、名なづけて浪速なみはやのくに國くにとす。亦また浪花なみはなと曰いふ。今いま謂いふ難波なにわ一ひと訛まがことば

也。訛云與許奈磨塵 (紀・3)

そのヨミを自注で示しているということは、少なくとも当時この文字に対する定訓がまだ成立していなかった、ということとは訛の字はまだ日常普通の文字として一般に親しまれていなかったことを示している。このような場合一般に用いられたのは、すでに出雲風土記で見た通り誤の字である。これは(言語現象をも含めて広く「あやまる・まちがう・しそこなう」等の意味に用いられた¹⁰。古事記・日本書紀(言語現象を除く)・風土記に多くの用例を見る。

日本書紀は如上の言語現象を表すのに、誤をさけて訛を用いた。訛の字も誤の字同様、当時の中国ではいろいろの意味に用いられていた。へいつわる・あやまる・たがう・あやしい……こうした中のひとつ(言語のヒズミ現象をあらわすもの)として「へなまる・なまり」があった¹¹。日本書紀は訛の字を用いるに当り、このうちの最後の一点にしぼり、訓方を明示してこれを用いた。その第一着が例⑦であった。慎重かつ厳格な用字態度というべきであろう。このような用字法が可能であったということの背景として、まず言語のヒズミ現象に対する凝視がなければならぬ。そしてその基盤をささえるものとして言語現象を爾余一般の現象と区別してとらえる、繊細・鋭利な言語意識の成熟が必要である(出雲風土記には——書紀より十数年後の成立であるにかかわらず、なおこの区別が確立していない)。さらには漢字に対する習熟度の問題がある。この時期(古事記——日本書紀成立にかけて)に国語表記能力の大幅な前進を見たこと

は、万葉集を中心とする用字法の研究によってしだいに明らかとなりつつある。¹² このような諸条件をふまえつつ、他面、度かさなる修史事業を経て凝視をかさねて来た地名伝説によって、この文字を適用する絶好の場を提供されたことも無視されてはならないであろう。

くだいようだが、日本書紀は訛の字をわが国で初めて用いた。これにヨコナマルという和語をあてて、上記のような意味に限定して用いた。訛の字はこの時初めて用いられたが、和語ヨコナマルは、もちろんこの時初めて現れたわけではあるまい。だとすれば、これより八年前古事記筆録の際、同じ地名伝説を扱いながら太安麻呂がこの文字を用いなかっただけか。ヨコナマルという和語はあったけれども、これにあてるべき適切な漢字が思い浮ばなかったのである。それもあつたかも知れないが、しかしそれよりも、永い伝承（もしくは筆録）の過程において、起こるべくして起こった自然の、もしくは必然の合理化ともいふべき「今は——」という、あの伝承それ自身の姿を忠実に保存したかっただけのものと思われる。ちなみに「今は——」という形はすでに触れた通り、播磨・出雲風土記にそれぞれ3・2例ずつあつて、これは時・所を越えて、相似た条件の下では、つねに起こり得る必然の姿を示したものであつたと思われる。ともあれ、古事記から日本書紀にいたる数年間は、わが国の言語意識——焦点をしぼって訛へヨコナマリへ意識（もちろん尚古思想を背景としている）の発展には注目すべき時代であつた。

それにしても日本書紀から10年以上もおくれて成つた出雲風土記にこの文字が用いられていないのはなぜであるか。この風土記にひき続いて成立したと思われる九州の両風土記には、むしろ過剰なくらいにこの文字が用いられているというのに。

V 同上 (一)

豊後・肥前両風土記所載の地名伝説はすべて76。うち(a)型と目すべきもの28。28中地名伝説の結びに訛の字を用いるもの18、改の字を用いるもの9、誤の字を用いるもの1である。

まず訛の字を用いるものについて。当面問題の力所だけを抜いて示せば次の通り

- ① ヒタノコホリ——因_レ斯曰_ニ久津媛之郡_一今謂_ニ日田郡_一者訛也(豊、日田郡)
- ② クタミノサト——因_レ斯名曰_ニ泉_一因爲_ニ村名_一今謂_ニ球覃郷_一者訛也(豊、直入郡)
- ③ アミシノ——因_レ斯曰_ニ大畷野_一今謂_ニ網磯野_一訛也(豊、大野郡)
- ④ サキノサト——此郡旧名酒井 今謂_ニ佐尉郷_一者 訛也(豊、海部郡)
- ⑤ ホトノサト——因曰_ニ最勝海藻門_一今謂_ニ穂門_一訛也(豊、海部郡)
- ⑥ イミノサト——因曰_ニ国見村_一今謂_ニ伊美郷_一其訛也(豊、国埼郡)
- ⑦ ヤブノコホリ——因曰_ニ大声止国_一今訛謂_ニ養父郡_一也(肥、養父郡)
- ⑧ サヤマノサト——因曰_ニ分明村_一分明謂_ニ佐夜氣志_一今訛謂_ニ狭山郷_一(肥、養父郡)
- ⑨ メタノサト——即勅賜_レ名 曰_ニ海藻生井_一今訛謂_ニ米多井_一以爲_ニ郷名_一(肥、三根郡)
- ⑩ カマダノサト——因曰_ニ葺郷_一今謂_ニ蒲田郷_一訛也(肥、神埼郡)
- ⑪ サカノコホリ——因曰_ニ賢女郡_一今謂_ニ佐嘉郡_一訛也(肥、佐嘉郡)

- ⑫ マツラノコホリ——因曰ニ希見国ニ今訛謂ニ松浦郡ニ（肥、松浦郡）
- ⑬ カスノサト——因曰ニ霞里ニ今謂ニ賀周里ニ訛之也（肥、松浦郡）
- ⑭ キシマノコホリ——此郡可レ謂ニ牀歌嶋郡ニ今謂ニ杵嶋郡ニ訛之也（肥、杵嶋郡）
- ⑮ タラノサト——勅曰地勢雖レ少食物豊足可レ謂ニ豊足村ニ今謂ニ託羅郷ニ訛之也（藤津郡）
- ⑯ シホタカハ——因曰ニ潮高満川ニ今訛謂ニ塩田川ニ（肥、藤津郡）
- ⑰ ソノキノコホリ——天皇勅曰此国可レ謂ニ具足玉国ニ今謂ニ彼杵郡ニ訛之也（肥、彼杵郡）
- ⑱ スカノサト——因名曰ニ救郷ニ今謂ニ周賀郷ニ訛之也（肥、彼杵郡）

古代地名伝説中、結びに訛の字を用いるものは日本書紀と右の両風土記（逸文としての九州諸風土記を含む）以外にはない。この両風土記の成立年代は、天平4年以後同11・12年以前の数年間にあるものと見られ、したがってこの両書が日本書紀の影響を受けていることは、多くの学者のほぼ一致した見方である。とくに地名伝説における、上記訛の字の使用は深く日本書紀と相通じるものがあり、その頻度において日本書紀をはるかにしのぐものがある。しかもこのことはただに両国風土記だけにとどまらず、広く九州諸風記（甲乙両系統を通じて）に共通の特色であって、これは九州以外の現伝諸風土記には絶えてその例を見ない所である。この一事を見ても日本書紀と豊・肥およびその他の九州諸風土記との間の密接な関係を推想せしめずにはおかないであろう。たとえば――

例①

イト——筑紫つくしの伊觀いのかみ縣主あがたましの祖おや五十迹手いとて、天皇いてまの行うけなすを聞りて、五百枝いはえの賢木さかきを拔とじ取りとて、船ふねの舳しほに立たてて、（中略）因よりて奏まうして言まうさく、（中略）とまうす。天皇いてま、即すなはち五十迹手いとてを美ほめたまひて、「伊蘇志いそし」

と曰ふ。故、時人、五十迹手が本土を號けて、伊蘇国と曰ふ。今謂ニ伊觀ニ者訛也。(紀・8)

例②

イト——怡土の縣主等が祖、五十迹手、天皇幸しぬと聞きて、五百枝の賢木を拔取りて船の舳艫に立て、(中略)五十迹手奏ししく、(中略)とまをしき。天皇、ここに五十迹手を譽めて曰りたまひしく、「恪しきかも伊蘇志と謂ふ。五十迹手が本土は恪勤の國と謂ふべし」とのりたまひき。今謂ニ怡土郡ニ訛也(筑前国風土記)

右は内容が共通なだけでなく、ともに訛の字で結んだ珍しい例であるが、単に内容の共通な地名伝説ならこの外にもなお数例を数える。

もちろん、この外にも九州諸風土記が種々の点で著しい共通点を分有していることは、両「新考」以来ほぼ定説となつてゐる所であり、これは太宰府の強い影響下にあつたことをぬきにしては考えられない事実である。

論点をもとにもどして——ただ訛の字の使用頻度がいかに高かろうと、それがただちに風土記の編者の言語意識(焦点をしばってヘヨコナマリノ意識)の高さを示すものとはいえないようである。それは前節でふれた通り文字(漢字)に対する認識の深さ、その結果としての表記能力の精度と深く相かかわる問題であり、さらにそれは編者をとりまく一般的文化水準の高さと無縁ではありえないからである。

次に改の字を用いて結んだもの九例——を通じてさらにこの問題を考えてみよう。

- ① ユギアミノサト——因_レ斯名曰_ニ靱負村——後人改曰_ニ靱編郷——（豊、日田郡）
- ② ナホリノコホリ——俗曰_ニ直桑村——後人改_ニ直入郡——是也（豊、日田郡）
- ③ ハヤミノクニ——因_レ斯名曰_ニ速津媛國——後人改曰_ニ速見郡——（豊、速見郡）
- ④ キノクニ——天皇勅曰 彼國 可_レ謂_ニ霧之國——後人改號_ニ基肆國——（肥、基肆郡）
- ⑤ ナガヲカノヤシロ——因號_ニ永世社——後人改曰_ニ長岡社——（肥、基肆郡）
- ⑥ サカドノノイツミ——因曰_ニ酒井泉——後人改曰_ニ酒殿泉——（肥、基肆郡）
- ⑦ トスノサト——因曰_ニ鳥屋郷——後人改曰_ニ鳥樸郷——（肥、養父郡）
- ⑧ ミネノサト——因名_ニ御寐——今改_ニ寐字為_レ根（肥、神埼郡）
- ⑨ サカノコホリ——因曰_ニ栄郡——後人改號_ニ佐嘉郡——（肥、小城郡）

このうち⑧はただ寐を根に改めたもので、やや事情がちがうが、他の8例はすべて「後人改_ニ——」ことになっており、さきにあげた訛の字18例の「今訛謂_ニ——」の5例、「今謂_ニ——訛也」の13例と著しい対照を示している。今両者を原文に就いて仔細に比較して見るに、改・訛を使いわけの必然性を発見することは困難である。したがってこの両字を入れ替えて見ても文脈上一向にさしつかえはない。筆録者に確たる心証的根拠があって使い分けたものであるかどうか。かりにそうであったとしても、その根拠が示されない以上結果としては同じことである。

改の字の使い方について、出雲風土記は嚴格である。地名伝説についてはすべて誤の字で統一して、改の字は一例も見られないが、自注の中において、たとえば——

鹽冶の郷 郡家の東北のかた六里なり。阿遲須積高日子命の御子、鹽冶毘古能命、坐す。故、止屋といふ。

神龜三年
改字鹽冶 (神門郡)

高岸の郷 郡家の東北のかた二里なり。天の下造らしし大神の御子、阿遲須積高日子命、甚く夜晝哭きまじき。仍りて、其處に高屋を造りて、坐せて、即ち、高椅を建てて、登り降らせて、養し奉りき。故、高崖といふ。神龜三年
改字高岸 (神門郡)

滑佐の郷 その時、天の下造らしし大神の命、娶ひて通ひましし時に、彼の社の前に磐石あり、其上甚く滑らかなりき。即ち詔りたまひしく、「滑磐石なるかも」と詔りたまひき。故、南佐といふ。神龜三年
改字滑狭 (神門郡)

多伎の郷 郡家の南西のかた井里なり。天の下造らしし大神の御子、阿陀加夜努志多伎吉比賣命、坐す。故、多吉といふ。神龜三年
改字多伎 (神門郡)

地名に対する改字の年次を明記して用いること、以下すべてこのデンである。

ついで播磨風土記もまたかなり慎重である。

少川の里 (中略) 本の名は私の里なり。右、私の里と號くるは、(志貴の) 嶋の宮に御宇しめしし天皇のみ世、私部の弓束等が祖、田又利君鼻留、此の處を請ひて居りき。故、私の里と號く。以後、庚寅年、上野大夫、爲、辛之時、改爲、小川里 (飾磨郡)

香山の里 本の名は鹿來墓なり。(中略) 鹿來墓と號くる所以は、伊和の大神、國占めましし時、鹿來て山の岑に立ちき。山の岑、是も亦墓に似たり。故、鹿來墓と號く。後至、道守臣爲、辛之時、乃改、名爲、香山 (揖保郡)

越部の里 舊の名は皇子代の里なり。(中略) 皇子代と號くる所以は、勾の宮の天皇のみ世、寵人、但馬君小津、み寵を蒙りて姓を賜ひ、皇子代君と爲して、三宅を此の村に造りて仕へ奉らしめたまひき。故、皇子代の村といふ。後、至上野大夫結、卅戸之時、改號、越部里 (揖保郡)

このように更改の時点や根拠を明示して用いるものが大半で、単に「今改——」「後改——」が2・3例外的に散見されるだけである。

ふるおきな
古老のいへらく、筑波の縣は、古、紀の國と謂ひき。美万貴の天皇のみ世、采女臣の友屬、筑篁命を紀の國くはのみやつこの國造に遣はしき。時に、筑篁命いひしく、「身が名をば國に着けて、後の代に流傳へしめむと欲ふ」といひて、即改三本號二更稱二筑波二者。（筑波郡）

これもまた改字の主体・理由を明示して用いていること雲・播磨風土記と同類である。

これらの用例に比べると、豊・肥前風土記の用字態度はいちじるしく恣意的である。九州諸風土記（甲類）が各国毎に別筆であるか否かに関連して「各国を通じて最も多く見られる地名説明の結びの書式を比照すれば、各国毎に異同があり（別表参照―別表略、筆者注）筆録者の好尚乃至筆癖のおのづからのあらはれと理解せられる」（圈点筆者）と秋本吉郎氏が述べているが、その「異同」が各国ごとというよりもむしろ同一国内においてさらにいちじるしいものを見る。

例③

ヒタノコホリ――昔者、纏向の日代の宮に御宇しめし大足彦の天皇、球磨贈於を征伐ちて、凱旋りま
しし時、筑後つくしののちのしりの國の生葉の行宮を發ちて、此の郡に幸でまししに、神あり、名を久津媛といふ、人と化
為りて参迎へ、國の消息を辨へ申しき。斯に因りて久津媛の郡といひき。今謂三日田郡二者 訛也（豊・日田
郡）

例④ イシキノサト——石井の郷（中略）昔者、此の村に土蜘蛛の堡ありき。石を用ゐず、土を以ちて築きき。斯れに因りて名を無石の堡といひき。後人謂ニ石井郷ニ誤也（豊・日田郡）

例⑤ ユギアミノサト——鞆編の郷（中略）昔者、磯城嶋の宮に御宇しめし天國排開広庭の天皇のみ世、早部君等が祖、邑阿自、鞆部に仕へ奉りき。其の邑阿自、此の村に就きて、宅を造りて居りき。斯に因りて名を鞆負の村といひき。後人改曰ニ鞆編郷ニ（豊・日田郡）

これは豊後風土記の冒頭に相前後して現れる3つの地名伝説である。ここには結びとしてそれぞれ訛・誤・改がこの順序で用いられている。それぞれの叙述内容からしてこの3字が使い分けられなければならない必然性はここにも全く見られない。さればこれは、各国ごとの筆録者の好尚ないし筆癖というよりはむしろ同一人の恣意によるものとしかいいようのないものである。なおもうひとつの例

例⑥ イクハ——（景行天皇征西して）八月に、的邑に到りて進食す。是の日に、膳夫等、盞を遺る。故、時人其の盞を忘れし處を號けて浮羽と曰ふ。今謂、的者訛也。昔筑紫俗号、盞曰ニ浮羽。（紀・7）

例⑦

同右——筑つくし後ののちのしりの國の風土記に云はく、昔、景行天皇、国巡り既に畢へて、都みやこに還ります時、膳司かしはで、此の村むらにありて、御酒盞みうきを忘れき。云々。天皇すめらみこと、勅のたまひりたまひしく、「惜あたらしきかも。朕あが酒盞うきはや」とのりたまひき。俗くどの語ことばに酒盞うきを云いひて字あ枳あと爲す。因よりて字う枳あ波夜はやの郡こほりと曰いひき。後人誤号ごじんごごうニ生葉郡なまはた（筑後國風土記）

日本書紀が訛の字で結んでいる所をこちら（筑後國風土記）は誤の字で結んでいる。——日本書紀の影響を受け容れて、多くの地名伝説の結びで過剰なまでに訛の字を用いているが、日本書紀で訛の字を用いている、共通の地名伝説に対して平気で誤の字を用いている。豊肥兩風土記を含む九州諸風土記の編述者たちには、訛・誤、それから改の字の使いわけについての定見は全く見られない。行きあたりばったり、ただ恣意にまかせて使ったとしか考えられないのである。日本書紀におけること十数年、しかも日本書紀を重要資料のひとつとして編述したと思われる九州諸風土記として、この徑庭の差はおどろきという外はない。

日本書紀の、訛の字に対する用字態度はすでにふれた通り慎重かつ嚴格であった。これはただにくだんの一字に対する理解・認識の問題には止まらない。その背後にあってこれを支える、洗練された一般言語意識（象徴的に言えばヘヨコナマリ）意識）のうらうちがあつて始めて可能となるものであり、その言語意識もまたそれだけ突出して、その高さを維持し得るものでないことは言うまでもない。その基盤として的一般的文化水準の高さと相まって始めて可能となるものであることを思えば、九州諸風土記と日本書紀とのこの差はひっきりょう、中央と地方における文化水準の格差を象徴的に示したものといえるであろう。

ちなみに当時の太宰府はきわめて高度の文化水準を保持していた。鎮西の行政と外交・防衛の第一線にあつて、その

重責を担うに足る人材が、代々の帥にあてられていた。これをとりまく大貳・少貳等もまたその枢機に参画するにふさわしい俊秀であったことはいうまでもない¹⁶。これらの人々が中央要路の文化人といかに頻繁な交渉をもったかは、万葉集巻五およびその前後の巻々を披見すれば、思い半ばに過ぎるものがあるう。ただいかに太宰府の文化水準が高くても、また風土記撰進に当り日本書紀を紹介してこれを参酌すべきことを慫慂したとしても、管下の各国庁にはこれを受けとめてその意図を実現するに足る文化的基盤が熟してはいなかった。ために、地名伝説に関するかぎり、その形式だけを模倣するに止まって、言語意識の本質にまでは迫りえなかつたものと思われる。これが、過剰なまでに訛の字を用いながら、結果的には誤・改の字との混用となり、日本書紀の水準から数歩後退せざるをえなかつた理由と思われる。

Ⅶ 常陸風土記（「義を取りて」型）

上述——出雲風土記・日本書紀・九州諸風土記で訛・誤を用いたところはニュアンスのちがいはあれ、すべて時の古今における地名のヒズミ現象、つまり価値意識を背景にもつヨコナマリ現象に関するものであった。しかし常陸風土記のそれはかなり趣を異にしている。

常陸風土記にのせる地名伝説はすべて45。そのうちいわゆる(a)型と目すべきもの6。そのひとつ

例①

オホクシ——平津の驛家の西二里に岡あり。名を大櫛といふ。上古、人あり。体は極めて長大く、躰は丘壘の上に居ながら、手は海濱の蜃を摺りぬ。其の食ひし貝、積聚りて岡と成りき。時人、取大櫛之義

今謂大櫛之岡（那賀郡）

すなわち「大掬の義を取りて、今は大櫛と謂ふ」と。地名伝説に「義を取りて」という表現を用いたものはこの風土記以外にはない。きわめてユニークな用語法というべきであり、漢風を思わせるものがあるではないか。ともあれ、右の地名伝説、説話のスジをふまえつつ、「大掬」という意味を取って今の人は大櫛といっている。くどいようだがもう一度いい直して、「今大櫛と呼んでいる地名の」との意味は大掬という意味であった、というのである。もうひとつ

例②

オホウ——此より南に相鹿・大生の里あり。古老のいへらく、倭武の天皇、相鹿の丘前の宮に坐しき。

此の時、膳炊屋舎を浦濱に構へ立て、船を編みて橋と作して、御在所に通ひき。取大炊之義一名大生之村。(香島郡)

これも前例と同じデンで、昔オホ(イ)ヒドノ(膳炊屋舎)をたてた所だから、その意味を取ってのオホヒ(オホフ、つまりオホフ)のとの意味はオホ(イ)ヒであったというのだ。このほか「義を取りて」で結んだものはなお2例ある(ヒタチ(国名・冒頭)・タギ(郷名・行方郡)が、何れも右2例と同断。ここでも時の古今における意味の変化を認めてはいるが、しかしここでは転訛とか訛誤といった価値意識はまったくはたらいっていない。もっぱら語源の説明に終始しているのである。

例③

行方の郡と稱ふ所以は、倭武の天皇、天の下を巡狩はして、海の北を征平けたまひき。(中略)時に、
天皇四を望みまして、侍従を顧てのりたまひしく、「輿を停めて徘徊り、目を挙げて眺望れば、山の阿
・海の曲は、参差ひて委蛇へり。峯の頭に雲を浮かべ、谿の腹に霧を擁きて、物の色可伶く、郷體甚愛ら

し。宜、此の地の名を行細の國と稱ふべし」とのりたまひき。後世 追跡猶號三行方風俗誌云爾（行方郡）

同じコトバで結んだものがもう1例ある（飽田村・多珂郡）。「追跡」と「取義」と発想は一見逆のように見える

が、地名のものと意味に迫ろうとする点では両者共通である。他書（紀・出雲・九州諸風土記）では古今の地名の変化を、古（説話の中のツナギ）をもととして今（現実の地名）を、そのヨコナマレるもの、もしくはアヤマレるものとして捉えているのに、こちらは今（現実の地名）をもととしてそのもとの意味を古にさかのぼって、これ（説話の中のツナギ）に結びつけようとしている。「跡を追ひて」「義を取りて」が端的にそれを示しているように思われる。したがって他書に見る尚古思想や価値意識がここには現れていない（この点播磨風土記・古事記と相通じているが、質的には異なるものと思われる）ことは既述の通りであり、この点において他書とは一線を画すべきであろう。

以前、わたくしはこの風土記の冒頭の、国号の由来を語る地名伝説（2つのうちの初めの方）に対して、その解説的・論理的で伝説臭のまったく認められない点において、爾余の地名伝説とは異質なものであり、むしろひとつの「語源説」として江戸時代の学者の説に迫るものがあることを指摘し、かつその作者を藤原宇合に擬したことがあるが、この「跡を追ひて」、とりわけ「義を取りて」という発想において、右の「語源説」と一脈通じるものがあるように思われるがいかかであろうか。

収束

以上ひとわたり地名伝説(a)型（以下単に(a)型という）の結びの形式について検討して来たが、これを要約すると

① 説話部のツナギのコトバと現実の地名との間にズレがあるにもかかわらず、これに何らの説明をも加えずそのまま「言いつ放し」にしたものがある。これは播磨風土記にのみ見る所であつて、おそらくこれは、この種(a)型の原形を示すものとおもわれる。これは古代社会の特殊事情に由来するものと考えられ、このような状況の中にあつては、両者の間のズレも、なお地名の変化(一般に言語のヒズミ現象)に対する省察の契機とはならなかつたであらう。

② つぎに右のズレに対して「今は——といふ」という形でコメントを加えたものがある。これは古事記のすべてと、播磨・出雲両風土記にわずかに2・3ずつ例外的に存在するものであつて、これは時の古今における、地名の変化に対して加えられた、最小かつ最初のコメントである。おそらく伝承の過程ないし筆録の途次において、自らの伝承内容のズレのなかからおこるべくしておこつた、必然の知的活動(言語意識)の発現のすがたと考えられる。

③ 右のコメントの内容を一步すすめて、「今は誤りて——といふ」としたものがある。これは出雲風土記の大部分と豊後風土記に1例を見る。これは説話の中の地名に対して、現実の地名をその誤れるものとしてとらえたもので、②の抽象的な表現を一步具体化したものではあるが、なおそこには地名の変化を爾余一般のそれと同列のものとし、それだけを言語現象としてとくに區別して扱おうとする意識の確立を見ない。

④ 右の誤の字のかわりに訛の字を用いたものがある。これは日本書紀のすべてと九州諸風土記の大部分とである。

日本書紀はその地名伝説(a)型について初めて訛の字を用い、これにヨコナマリという和訓をあてた。そして、時の古今・地域(言語社会)のちがひによる言語のヒズミ現象にかぎつてこの文字を用いた。出雲風土記の誤の字の用方とはその精度において雲泥の差がある。日本書紀はこの文字を用いることによつてヨコナマリ意識を確立したが、それには、旧辞の中に現れる(a)型に対する(度重なる修史事業を通じての)凝視が大きなファクターとなつたと考えられる。

⑤ (a)型の結びにおいて訛の字を用いたものは日本書紀と九州諸風土記にかぎられるが、後者は前者の強い影響を受けて成立したものと考えられる。にもかかわらず、同一条件の下に訛・誤・改₃者を混用しており、ヨコナマリ意識に關するかぎり、日本書紀に対して大幅な後退を示している。これは言語意識の基盤をなす一般的文化水準の地域的格差によるものと考えざるをえない。

⑥ さいごに以上の②——⑤とは別系のものものとして「——の義を取りて——」の形を取るものがある。これは常陸風土記特有のものであって、そこには地名の変化に対して、「誤・訛」のような価値意識を全くさしはさまない。もっぱら現在の地名をもととして、そのもとの意味(語源)を古伝承の中に追求しようとする。(a)型の伝承が古代人の言語意識を目ざめさせた、もうひとつのすがたを伝えたものとして注目に値する。

以上

補注

- 1 信州豊南女子短期大学紀要(第三号)
- 2 井上通泰博士の「三新考(播磨風土記新考・豊後風土記新考・肥前風土記新考)」のうち播磨風土記新考。
- 3 爾保都比売命・速鳥(共に明石郡。今井似閑「万葉緯」所収、ともに「釈日本紀」所引のものから)
- 4 播磨国風土記の成立について、秋本吉郎は「風土記の研究」224ページ以下においてこの新考の所説に対し詳細精緻な検討批判を加えているが、大筋において井上説を肯定している。
- 5 たとえば——景行天皇の妻訪い説話(賀古郡)・大汝・火明親子の神の抗争説話(飾磨郡)・應神天皇の狩獵説話(飾磨郡)・神功皇后の凱旋途次の説話(揖保郡)その他

6 古事記所載の地名伝説中、地名の訓方に疑義のあるものが1つある。すなわちヤマトタケルがスルガの焼津で火難にあり、自ら向火をつけて国造らを切り滅して——即著火焼。故、於今謂焼遺也——の。の。の地名をどう訓むか。この字面のままではヤキヤリと訓むしかなさそうである。そう訓めば、筆者いう所の(a)型となる。しかしこは日本書紀に「王曰、殆被_レ欺。則悉焚_ニ其賊衆_一而滅_レ之。故号_ニ其処_一曰_ニ焼津_一。」とある所から、これも移してもってヤキツと訓むことに諸注ほぼ一致している。こう訓めば説話の内容と地名とが一致して普通の地名伝説となる。しかし日本書紀にそうあるからといってただちに焼遺をヤキツとはどうしても無理がある。あえて私案を示せば「遺」は「遺」の誤写ではなかったか。もしそうとすればヤキウツと訓め、ヤキウツ√ヤキツは納得のいく範囲の変化となりあえて(a)型に入れる必要もないであろう。

7 筑摩版「本居宣長全集」(巻11 P 53)

8 オモノキ——古くから母木をオモノキと訓んで来ているが、そう訓むかぎり現実の地名〈餓悶廻奇〉との間にズレがなく、ここに訛の字を用いた意味がなくなる。大系本はこれに注して「オモノキを訛としたのは、母木邑の邑を略していうことを指したものであろう」としているが、例⑥——⑩に徴するにこれは当らない。すべて説話部のツナギ(地名)と現実のそれとの間にズレがあるのである。のみならず邑に相当する語があるものもあり無いものもある。したがってこの場合も母木の訓方に問題があると見なければならぬ、とすると、通説ながらオモノキではなくてオモキと訓むべきであるのかも知れない。疑いを存して後考をまつ。

9 ヨコナマルの語義については「日本書紀通証」に、訛——音横転訛之謂、奈磨流、生也、不熟之意 と説いてから、これがほぼそのまま通説となっている。すなわち、ヨコは縦に対する横、ナマは熟に対する生・不熟の意である。ただし「ヨコは横に違いないが、ナマルは、隠ル・生ルなどの説があるが、不明」(三省堂版 時代別国語大辞 上代

篇)

10・11 大修館版 大漢和辞典 による。

12 たとえば、阿蘇瑞枝・稲岡耕一・橋本達雄らの精緻な研究によって、万葉集を中心とする国語表記の実態が明らかとなりつつある。記紀の成立をはさむ、前後数年間における国語表記能力―漢字に対する習熟度(飼いならし)のめざましい進展をそこに見ることができるのである。

13 「九州及び常陸国風土の編述と藤原宇合」(国語と国文学 30・5)

14 主なものをあげると

小島憲之「風土記の述作」(国語国文16・4)

「肥前風土記の文章」(校本肥前風土記とその研究所収)

倉野憲司 三省堂版 日本文学史 No.3 (1・7)

田中 卓「肥前風土記の成立」

秋本吉郎「九州諸国風土記と日本書紀」(『風土記の研究』所収)

15 秋本吉郎前掲論文

16 天平初年から10年頃にいたる太宰府の高官(帥・大貳・少貳)名(わかっているものだけ)

帥―大伴旅人(―2年) 藤原武智麿(3―6年) 藤原宇合(6―9年)

大・小貳―紀卿(名不明・大・2年当時) 小野老(少のち大・2―10年) 粟田大夫(必登もしくは人上か・少・

2年当時)

巨勢真人(少・3年当時)

（10年以降では、紀男人へ大・10年10月没）・高橋安麻呂へ大・10年2月任）・藤原広嗣へ少・同上任）

なお、この小論で 内の引用はすべて日本古典文学大系本（岩波書店）による。ただし論述に無関係の部分は一部省略した。